

参考資料

(用語説明・委員会設置要綱・委員名簿)

【あ】

愛の輪推進員

本県が昭和61年度から「地域ぐるみの福祉(ジゲの福祉)」の推進を図るため、県下全域に愛の輪推進員を設置して地域住民の参加による独り暮らし高齢者等への愛の一声運動を中心に、全県的な福祉の実践活動を実施している。

【え】

栄養士(管理栄養士)

栄養士法に基づき知事の免許を受け、栄養士の名称を用いて、栄養の摂取や食生活改善の指導を行う人。厚生大臣が指定した養成施設において2年以上栄養士として必要な知識や技術を習得し、知事の免許を受けなければならない。

管理栄養士国家試験に合格し、栄養に関する複雑または困難な業務を行う管理栄養士がある。

ADL(Activity Of Daily Living)

毎日の日常生活を送るための基本的動作の意。身の回りの動作(食事、更衣、静養、トイレ、入浴の各動作)、移動動作 その他の生活関連動作(家事動作、交通機関利用等)

通常、ADLとは 及び を指す。

【か】

介護サービス計画(ケアプラン)

個々の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるように、心身、生活環境、利用者の希望などを勘案して、サービスの種類、内容、スケジュール、提供者などを定めた計画。居宅介護支援、介護予防支援、施設支援計画の3種類がある。

介護保険の給付対象サービスは、これらの計画に基づいて行われる必要がある。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険制度導入に伴ってできた専門職で介護保険制度の中心的な役割を担う。

要介護認定のための調査の実施や、介護保険でサービスを受ける個々の高齢者のための介護サービス計画(ケアプラン)を立て、事業者との連絡調整をするほか、介護サービスを利用している高齢者が保険給付を受けられるようにするための毎月の給付管理業務等も行う。介護する人とされる人の橋渡し役である。

介護認定審査会

介護保険法に規定される審査会の一つで、寝たきりや認知症など介護を要する状態かどうかの認定や、要介護度(介護の手のかかり具合)の判定を行う、専門家で構成する第三者機関。保険者である市町村や、市町村の広域連合等に設置する。

鳥取県中部の1市4町は、鳥取中部ふるさと広域連合で審査・判定を行っている。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。身体または精神上的の障害があることによって、日常生活に支障がある人に対し、食事、入浴、排泄などの身体的介護、または、介護者の指導及び援助をする専門的知識や技術を有する人。

介護保険

介護保険法に基づき、被保険者の要介護(支援)状態について、必要な保険給付を行う制度で、平成12年4月1日から施行された。

介護保険事業計画

介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、市町村は「市町村介護保険事業計画」を、都道府県は「都道府県介護保険事業支援計画」を3年を1期として定める。これらの計画を介護保険事業計画と呼ぶ。

市町村介護保険事業計画に定めるべき事項は、サービスの種類ごとの量の見込、見込み量の確保方策、サービス事業者の連携確保等サービスの円滑な提供を図る事業、その他保険給付の円滑な提供を図る事項。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護保険法に規定する施設の一つで、老人福祉法上の特別養護老人ホーム。入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄などの介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を行う。

原則として、65歳以上の者で身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において適切な介護を受ける事が困難な者が入所する。

介護老人保健施設(老人保健施設)

介護保険法に規定する施設の一つ。要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、医療的管理の下に看護、介護、機能訓練、その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話を行う施設。

介護療養型医療施設

介護保険法に規定する施設の一つで、医療法上の病院又は診療所に設置される。

代表的なものとしては、療養型病床群のうち介護型のものがある。当該療養型病床群等に入院している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下に療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

かかりつけ医

地域住民に、いつでも安心して、優良な医療を提供し、地域において保健医療を効果的に推進するため、患者との信頼関係に基づいて、患者の健康管理から傷病の診断・治療・機能回復訓練・療養上の生活指導に至るまでの医療のすべてに

継続的に関わる医師。

【き】

機能訓練事業

老人保健法の保険事業としての「機能訓練」は、脳卒中の後遺症、リウマチなどの骨関節疾患、老化などで身体が不自由になったり機能が低下している40歳以上の人を対象に、その機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる訓練。「基本型のA型」と「寝たきり予防型のB型」とがある。

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給

介護保険法に基づく介護(予防)給付の一つ。在宅の要介護(支援)者が手すりの取付け、段差解消など厚生労働大臣が定める種類の小規模な住宅改修を行った時、償還払いにより改修費の9割が支給されるもの。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給

介護保険法に基づく介護(予防)給付の一つ。在宅の要介護(支援)者が腰掛便座、特殊尿器など厚生労働大臣が定める福祉用具の購入を行った時、償還払いにより購入費の9割が支給されるもの。

居宅療養管理指導

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者で居宅において介護を受ける者について、病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、その他政令で定めた者によって行われる療養上の管理及び指導であり、省令で定めるもの。

緊急通報装置

独り暮らし高齢者などに対して、急病や災害などの緊急時に、あらかじめ設定された協力員及び機関に通報するための装置。電話機能を併せ持つ機器、単独の機能のみの機器もある。

緊急通報センター

緊急通報を受ける、あらかじめ設定された機関のひとつで、24時間にわたり通報を受信し、地域の協力員等と連携し、相談及び緊急時の対応を行う施設。

【け】

ケアハウス

独り暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるように工夫された、軽費老人ホーム。

60歳以上の日常生活に自立した高齢者の入所が原則であるが、身体介護等を行う在宅サービスを利用することにより、日常生活の維持が可能な者も対象。

車いすでの生活が容易である等の住宅としての機能を重視した施設があり、利用に当たっては直接、施設に申し込む。

ケアワーカー

訪問介護員(ホームヘルパー)が在宅介護の現場で働く人を指すのに対し、特別養護老人ホームのような、施設で働く介護職員を指す場合が多い。人によっては介護職員の総称として使う場合もある。

軽費老人ホーム

低所得者層に属する60歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な人が低額な料金で利用する施設。A型(給食サービスがついている)とB型(自炊が原則)の2種類がある。

【こ】

高齢者総合相談センター(シルバー110番)

高齢者や家族の抱える保健・福祉・医療などに関する心配ごとや悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制の支援することにより、高齢者などの福祉の増進を図ることを目的として

いる。

(鳥取市伏野1729-5 電話0857-59-6337)

【さ】

在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護について、常時、専門家による指導・相談が受けられる施設。

平成2年から特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などに併設され、24時間体制でねたきり老人など要介護老人やその介護者などの相談に応じるとともにニーズに対応した各種の保健福祉サービスを総合的に実施できるように市町村やサービス実施機関との連絡調整を図ってきた。

介護保険制度の導入に伴い、基幹型支援センター(地域ケア会議を開催するとともに、市町村内のすべての地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、これを支援する。)と、地域型支援センター(24時間体制で介護に関する相談に応じるとともに、介護サービスの利用調整、要介護認定における訪問調査などを行う)に区分されることとなった。今回の制度改正に伴い、地域包括支援センターにその機能を移す。

作業療法士(OT)

心身に障害のある者、または、そのおそれのある者に対して、積極的な生活を送る能力を獲得させるため、種々の作業活動を通じて治療、訓練、指導及び援助を行う人。

【し】

歯科衛生士

歯科医師の指導のもと、歯や口の疾患予防のために、歯に付着したものの除去や薬物の塗布ならびに歯科診療の補助を行うほか、むし歯予防や歯周疾患予防などのほか保健指導を行う人。

指定居宅介護(予防)支援

介護保険法に基づき、指定居宅介護支援事業

者(要支援者については地域包括支援センター)によって行われる居宅介護支援。

介護保険でサービスを受ける個々の高齢者のための介護サービス計画(ケアプラン)を立て、事業者との連絡調整をするほか、介護サービスを利用している高齢者が保険給付を受けられるようにするための毎月の給付管理業務等も行う。介護支援専門員(ケアマネジャー)の主な業務である。

指定居宅サービス

介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者によって行われる居宅(在宅)サービス。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与の12種類がある。

指定施設サービス等

介護保険法に基づき、指定施設サービス事業者によって行われる施設サービス。

施設サービスには、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において行われる指定介護福祉施設サービス、介護老人保健施設(老人保健施設)において行われる介護保険施設サービス、介護療養型医療施設(療養型病床群等)において行われる指定介護療養施設サービスの3種類がある。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上的の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人。

小規模多機能居宅介護サービス

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でこれまでの生活を維持し、尊厳を持って自分らしく暮らしたい」という高齢者の思いに応える新しいサービス。

高齢者の生活エリアに密着して整備されたサービス拠点を中心に、日中そこに通ったり、一時的に泊まったり、緊急時や夜間にそこから自宅に訪問してもらったり、自宅での生活が難しくなった場合にはそこに住んだり、利用者や家族の状態に応じて、さまざまな介護サービスが切れ目なく在宅に届けられ、「365日・24時間の安心」が提供されるサービス体系である。

シルバーサービス

概ね60歳以上の高齢者を対象に、民間事業者が介護サービスなどの商品を提供するサービスの総称。具体的には、ホームヘルプサービス、入浴や給食サービス、介護機器のレンタル、有料老人ホームなど分野での活動が中心。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法で法制化されたもの。60歳以上の高齢者が自主的に運営する公益法人。一定の地域に住む定年退職者等を会員として、能力や希望に応じ、臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的とする団体。

シルバーハウジング

概ね60歳以上の高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、住宅の構造、設備や運営面などで、高齢者が生活しやすいように配慮された公営賃貸住宅。

トイレや浴室などを高齢者が使いやすい構造としたり、緊急通報装置を設置するなど安全面での工夫がされている。高齢者世話付き住宅。

【せ】

成年後見人制度

認知症などにより判断能力が不十分である高

齢者など契約や財産管理など支援する制度。

【そ】

ソーシャルワーカー

福祉について相談を受け、手助けする人を幅広く指す言葉。ソーシャルワーカーは生活相談、連絡調整、手続きの代行などをする。つなぎ役である。

【た】

短期入所生活介護(介護予防)(ショートステイ)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者を特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所させ、食事・入浴・排泄などの介護その他日常生活の世話、機能訓練等を行う。

介護者が旅行や病気などのため一時的に介護できない場合、短期間、でお世話することにより、高齢者やその家族の福祉の増進を図るもの。

短期入所療養介護(介護予防)(ショートケア)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者を老人保健施設や介護療養型医療施設などの施設に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活の世話等を行う。

【ち】

地域支援事業

要支援・要介護状態になる前から介護予防に取り組み要支援・要介護状態となることを防止する目的で新たに位置付けられた事業。介護予防、包括的支援、任意事業で構成される。

地域包括支援センター

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。高齢者福祉の中心的な役割を担うことから各専門職によって構成される。総合的な相談窓口

機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援の機能を持つ。

地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェックし、必要に応じて是正・改善を求め、また要望・提言を行うとともに関係機関との連携や人材の確保などについて支援を行う。

地域密着型サービス

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域で提供されることが適当なサービス類型。事業所は市町村の指定を受ける必要がある。

【つ】

通所介護(介護予防)(デイサービス)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者が特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターに通って受ける。

送迎、食事、入浴、日常動作訓練、養護、健康チェック、生活指導等を実施することにより、高齢者の福祉の増進とともに家族の介護負担を軽減する。

通所(介護予防)リハビリテーション(デイケア)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者が老人保健施設や病院・診療所その他省令で定める施設に通って受ける。

理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図るとともに、送迎、食事、入浴、養護、健康チェック等を実施することにより、高齢者の福祉の増進とともに家族の介護負担を軽減する。

【と】

特定施設入所者生活介護

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。

有料老人ホームその他厚生省令で定める施設に入所している要介護者又は要支援者について、当該特定施設が提供するサービスの内容その他厚生省令で定める事項を定めた計画に基づいて行われる食事、入浴、排泄その他日常生活の世話のうち省令で定めるものや、機能訓練などをいう。

特定高齢者

要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者。地域支援事業における介護予防事業では特に対象となる高齢者。

【に】

認知症

いったん正常に発育した知能機能が脳の器質的障害により持続的に低下し、日常生活に支障をきたした状態。元来、「痴呆」という名称で使用されていたが、痴呆に対する誤解や偏見の解消を図る一環として『認知症』と呼ばれる。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者で認知症の状態にある者について、その共同生活営む住宅において、食事・入浴・排泄などの介護その他日常生活の世話、機能訓練等を行う。地域密着型サービスの一つに位置付けられる。

【ふ】

福祉用具貸与(介護予防)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者で居宅において介護を受ける者が、車椅子、特殊寝台など省令で定める福祉用具の貸与を受けた場合、その費用の9割を給付するもの。

【ほ】

訪問介護(介護予防)(ホームヘルプサービス)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者の居宅を、訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護、洗濯、買い物などの家事援助を行うもの。

訪問看護(介護予防)

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者の居宅を、看護者が訪問し、看護、治療上の世話を実施するもの。病院、診療所や老人訪問看護ステーションの看護師などが医師の指示に基づき行う。

訪問看護ステーション

地域において在宅のねたきり老人等に対して、かかりつけの医師の指示に基づき、保健師や看護師が家庭を訪問し、看護サービスを実施する事業所。

(介護予防)訪問入浴介護

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者で居宅において介護を受ける者に対し、数人で居宅を訪問し、浴槽を運び込んで行う入浴の介護をいう。

訪問(介護予防)リハビリテーション

介護保険法に規定する居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者で居宅において介護を受ける者のうち通院が困難な者に対し、理学療法士又は作業療法士が行うリハビリテーション。

【ま】

マンパワー

人的資源。福祉マンパワー等の表現で、社会福祉事業に従事する職員の総称などとして使用される。

【よ】

要介護(支援)認定

介護保険法に基づき介護給付を受けようとする

被保険者が、要介護状態又は要支援状態に該当すること及び要介護度について、受けなければならない認定。

訪問調査結果や主治医意見書に基づき、介護認定審査会が審査・判定を行う。

認定は、要介護状態(寝たきりや認知症などで常に介護が必要な態)又は要支援状態(家事など日常生活に支援が必要な状態)に分かれ、要介護状態の場合はさらに、要介護度(介護の手のかかり具合)も1～5に判定される。要支援にあっては要支援1、要支援2がある。なお、上記の状態に至っていない場合は、非該当(自立)と判定される。

養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。原則として、65歳以上の者であって、身体上、精神上、環境上または経済上の理由により居宅において養護を受ける事が困難な者を入所させ、養護する施設。

予防給付(介護予防給付)

要支援1、2の認定者に対し、運動機能の向上、栄養改善など、心身機能の維持・改善を目的としたメニューを組み入れた新たなサービス。

【リ】

理学療法士(PT)

身体に障害のある者に対し、基本的な動作能力を回復するために、いろいろな治療のための運動や電気による刺激、マッサージ等の手段により、治療、訓練を行う人。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示のもとに理学療法を行う人。

リハビリテーション

心身に障害を持つ者の残存能力を最大限発揮させ、自立を支援するために行われる、機能訓練などの専門的技術。

【ろ】

老人性認知症疾患

認知症のうち、加齢による障害が原因で起こるものの通称。老年期になって脳が変性・萎縮するために、判断・理解・記憶・計算などの知的機能の低下や性格の変化がみられ、普通の日常生活や社会関係が保てなくなるものアルツハイマー型や動脈硬化性の認知症などがある。老人性痴呆。

三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117の規定による三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、高齢者の福祉施策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するため、三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するもののほか、町長に対し必要な意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 法の規定による地域包括支援センターの設置、運営等に関する事。
- (3) 法第42条の2第1項及び法第54条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織し、町長が委嘱する者をもって充てる。

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、代表する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員会の会議に、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 (「三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」策定・事業運営委員会設置要綱の廃止)

「三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」策定・事業運営委員会設置要綱(平成18年4月)
は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年3月2日から施行する。

「三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会」委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
松 原 賢 二	三朝町民生児童委員協議会会長	委員長
香 川 和 久	三朝町老人クラブ連合会会長	副委員長
吉 水 信 明	吉水医院院長	
岩 本 美 樹	三朝町社会福祉協議会事務局長	
村 尾 和 広	特別養護老人ホーム三朝温泉三喜苑施設長	
小 谷 昭 則	グループホームみのりかじか施設長	
西 村 武 津 美	三朝町身体障害者福祉協会会長	
長 安 節 子	ボランティア連絡協議会会長	
野 口 裕 子	第2号被保険者	
香 川 美 恵	介護経験者	
梶 川 敦 子	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課長	
金 涌 智 子	中部総合事務所福祉保健局介護保険係長	
進 木 裕 雅	三朝町副町長	